

成年後見登記に関するホームページの一部更新について（お知らせ）

ホームページを御利用頂く皆様がよりスムーズに目的の情報にたどりつけるよう成年後見登記に関するホームページの構成を変更します。

これに伴い、これまで御利用いただいていた登記申請書等のリンクの一部が変更されます。

現在のホームページのリンクをお気に入りやショートカットで登録されている方は、令和3年2月1日以降、該当のページに接続できなくなる可能性がございます。

お手数ではありますが、これまでのショートカットやリンクが接続できなくなった場合には、新しいリンクを再登録いただきますようお願いいたします。

東京法務局民事行政部後見登録課

新しいホームページの操作方法について

新しいホームページでは、スムーズに目的の情報にたどりつけるよう選択肢をクリックして進む形になっています。ここでは、登記されていないことの証明申請書を掲載しているページにアクセスする手順を以下1から5のとおり説明します。

1 トップページ



「業務のご案内」
をクリック

2 業務のご案内



「成年後見登記」
をクリック

3 成年後見登記のメニュー



「登記事項証明書・登記されていないことの証明書の請求について」
をクリック
ここまでは従前のホームページと同じです。

4 証明書のメニューページ



「1 登記されていないことの証明申請」
をクリック

5 登記されていないことの証明申請ページ

東京法務局 ▶ 本文△ 文字サイズ **標準** 拡大 色変更・音声読み上げ・ルビ振り >

東京法務局トップページ > 業務のご案内 > 成年後見登記 > 成年後見登記について > 登記されていないことの証明申請について

登記されていないことの証明申請について

更新日：2021年1月18日

申請書・委任状

申請書

申請書記載例

委任状

委任状記載例

※申請書は直接入力して印刷する方法と、印刷した用紙に手書きで記載していただく方法があります（拡大・縮小等せずA4サイズで印刷してください）。
いずれの場合も「○証明を受ける方」欄の記載がそのまま証明書の一部に使用されますので、字画をはっきりと、住所または本籍は省略しないで正確に記入してください。
なお、パソコンの設定や環境によっては、該当事項を直接PDFファイルに入力できないことがありますので、その場合にはお手数ですが印刷した用紙に手書きで記載していただくようお願いいたします。

東京法務局

- ▶ 業務のご案内
- ▶ 業務取扱時間・開庁日
- ▶ 法務局・管轄のご案内
- ▶ 管内法務局一覧
- ▶ 登記管轄一覧
- ▶ 取扱事務一覧
- ▶ 地図から探す
- ▶ 不動産登記申請手続
- ▶ 商業・法人登記申請手続
- ▶ その他の登記関係・供託手続
- ▶ 各種証明書請求手続
- ▶ オンライン申請のご案内
- ▶ よくある質問（Q & A）
- ▶ ご意見・お問合せ

目的のページに接続されます。

証明申請書のひな形が必要な場合は「申請書」、申請書の記載例が必要な場合は「申請書記載例」を選択してください。

他のページ（変更の登記や登記事項証明書）も同じような構成になっています。